

第6章

経営への影響

第6章 経営への影響

第1節 水道用水供給事業

1 大崎広域水道事業

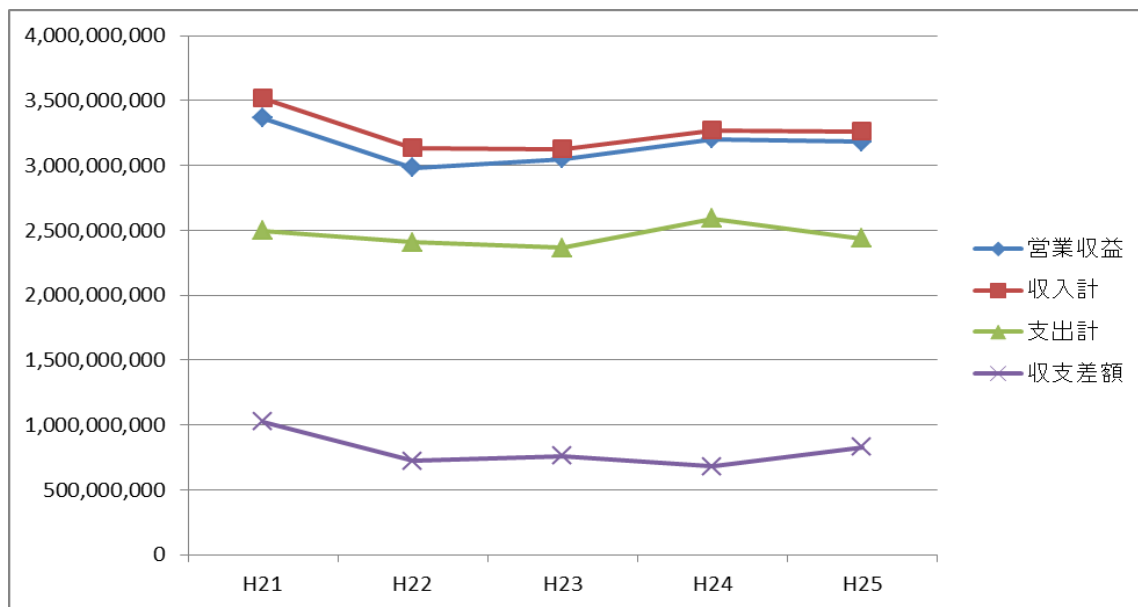
(1) 受水市町村への対応（減免による料金収入の減少）

震災による送水管の破損に伴い送水を長期間にわたり停止せざるを得なかった受水市町村に対して、送水を停止したことに伴い発生した不足水量相当分の使用料金を不徴収（減免措置）とした。

また、併せて長期間の断水が受水市町村の水道事業の運営や地域住民の生活に影響を与えたことを考慮して、平成23年度に基本料金1か月分を減免した。

年度	震災に伴う減免		減免の算出根拠
	対象	減免額	
H22	7市町	48,355千円	本震に伴う送水停止量相当の使用料金を免除
H23	9市町 (延べ)	83,303千円	余震に伴う送水停止量相当の使用料金を免除（547千円） 長期断水に伴う市町の応急給水・苦情処理等の対応分として1か月分の基本料金を免除（82,756千円）
計		131,658千円	

(2) 収益的収支の推移（平成21年度～平成25年度）



震災があった平成22年度の営業収益は前年度より約3.8億円減少した。その後は回復してきているが、震災前の状況までは戻っていない。

経営的には建設に係る企業債の償還金が減ってきたことなどから良好に推移しており、平成27年4月から適用される供給料金を減額改定したが、今後は老朽化した施設・設備の更新や耐震化の推進などに伴う建設改良費の増加が見込まれる。

2 仙南・仙塩広域水道事業

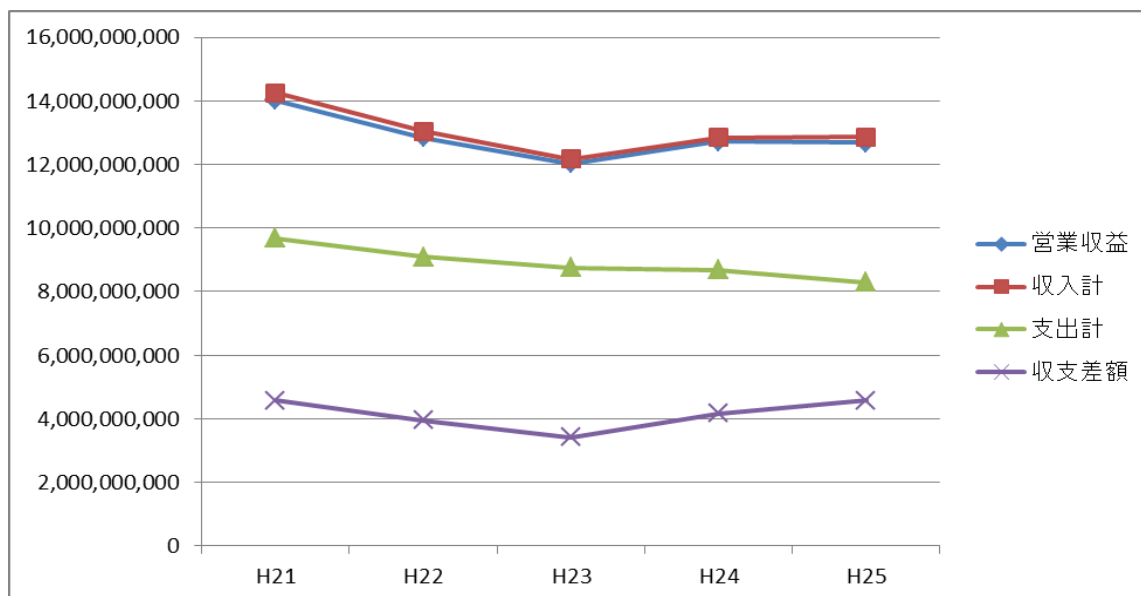
(1) 受水市町への対応（減免による料金収入の減少）

震災による送水管の破損に伴い送水を長期間にわたり停止せざるを得なかった受水市町に対して、送水を停止したことに伴い発生した不足水量相当分の使用料金を不徴収（減免措置）とした。

また、併せて長期間の断水が受水市町の水道事業の運営や地域住民の生活に影響を与えたことを考慮して、平成 23 年度に基本料金 1 か月分を減免した。

年度	震災に伴う減免		減免の算出根拠
	対象	減免額	
H22	9 市町	54,872 千円	本震に伴う送水停止量相当の使用料金を免除
H23	29 市町 (延べ)	722,411 千円	余震に伴う送水停止量相当の使用料金を免除（17,508 千円） 長期断水に伴う市町の応急給水・苦情処理等の対応分として 1 か月分の基本料金を免除（668,147 千円） 津波被災の沿岸部市町に対し、年間責任水量未達分を免除（36,756 千円）
H24	2 町	15,730 千円	津波被災の沿岸町に対し、年間責任水量未達分を免除
H25	1 町	5,100 千円	津波被災の沿岸町に対し、年間責任水量未達分を免除
計		798,113 千円	

(2) 収益的収支の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）



震災のあった平成 22 年度の営業収益は前年度より約 11.8 億円減少、平成 23 年度は更に約 8 億円減少した。その後は回復傾向にあるが、震災前の状況までには戻っていない。

経営的には大崎広域水道事業と同様に建設に係る企業債の償還金が減ってきたことなどから良好に推移しており、平成 27 年 4 月から適用される供給料金を減額改定したが、今後は老朽化した施設・設備の更新や耐震化の推進などに伴う建設改良費の増加が見込まれる。

第2節 工業用水道事業

1 仙塩及び仙台圏工業用水道事業

(1) 受水ユーザー（企業等）への対応（減免による料金収入の減少）

震災により工業用水道施設に甚大な被害を受け復旧するまでの間、受水ユーザーへの給水を停止する事態となったため、工業用水道料金の減免措置を行った。

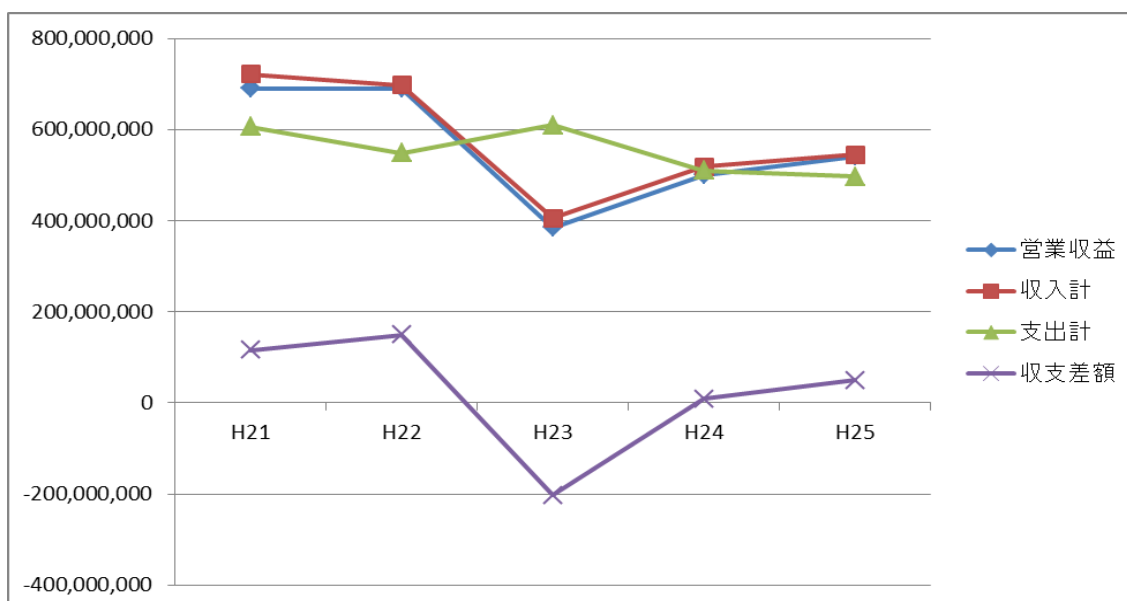
また、各受水ユーザーも被災して操業を停止したことなどから、被災ユーザーに対して休止（通水停止）や減量を認めたとうえで、通水停止期間の料金を不徴収とした。

給水停止による工業用水道料金の減免状況

	仙塩工業用水道事業	仙台圏工業用水道事業
減免対象	全受水ユーザー	全受水ユーザー
減免期間	H23. 3. 11～H23. 4. 30	H23. 3. 11～H23. 4. 30
減免率	100 %	100 %
減免金額	95,763 千円	46,812 千円

(2) 収益的収支の推移（平成21年度～平成25年度）

① 仙塩工業用水道事業

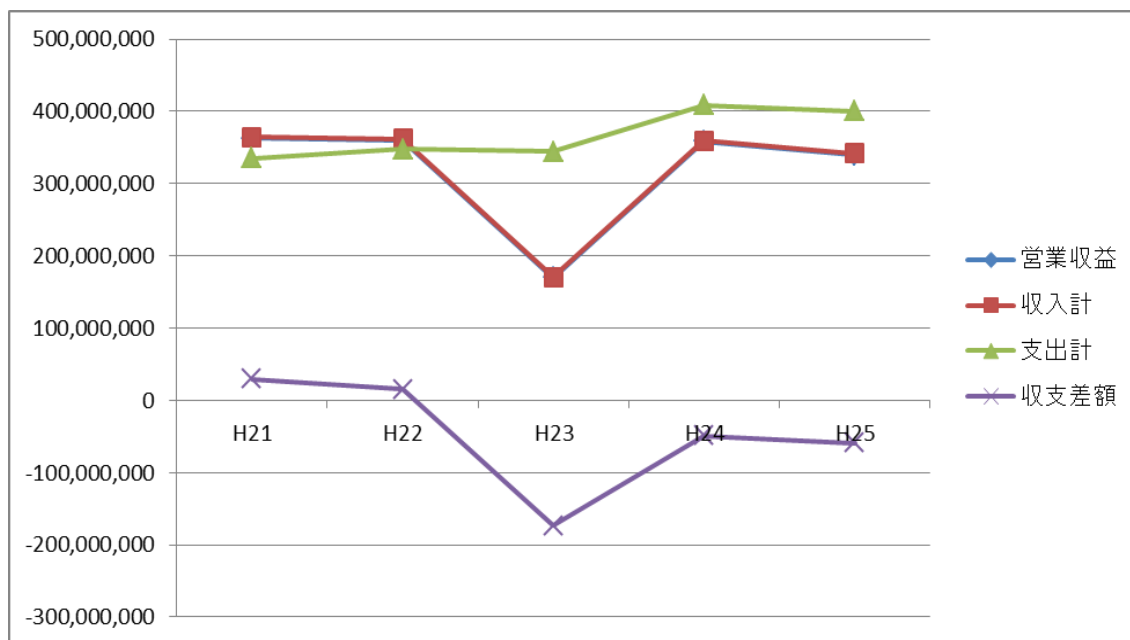


震災の翌年度、平成23年度の営業収益は大幅に減少（約3億円）、平成24年度以降は回復傾向にあるが、平成25年度の営業収益は震災前の平成21年度に比べて約1.5億円減少した。

また、収支差額は平成23年度に約2億円の赤字となったが、平成24年度以降は黒字を確保している。

今後は、老朽化した施設・設備の更新や耐震化の推進などに伴う建設改良費の増加が見込まれる。

② 仙台圏工業用水道事業



震災前は何とか黒字を維持していたが、平成 23 年度に営業収益が大幅に減少(約 1.9 億円)し、その後、営業収益(収入計)は回復傾向にあるが、大幅な契約水量の減少という構造的な問題もあり収支差額の赤字が続いている。

今後も耐震化や老朽施設の更新などの経費が見込まれることから、収支改善を図るため料金の見直しが必要となっている。

2 仙台北部工業用水道事業

(1) 受水ユーザー(企業等)への対応(減免による料金収入の減少)

震災により工業用水道施設に甚大な被害を受け復旧するまでの間、受水ユーザーへの給水を停止する事態となったため、工業用水道料金の減免措置を行った。

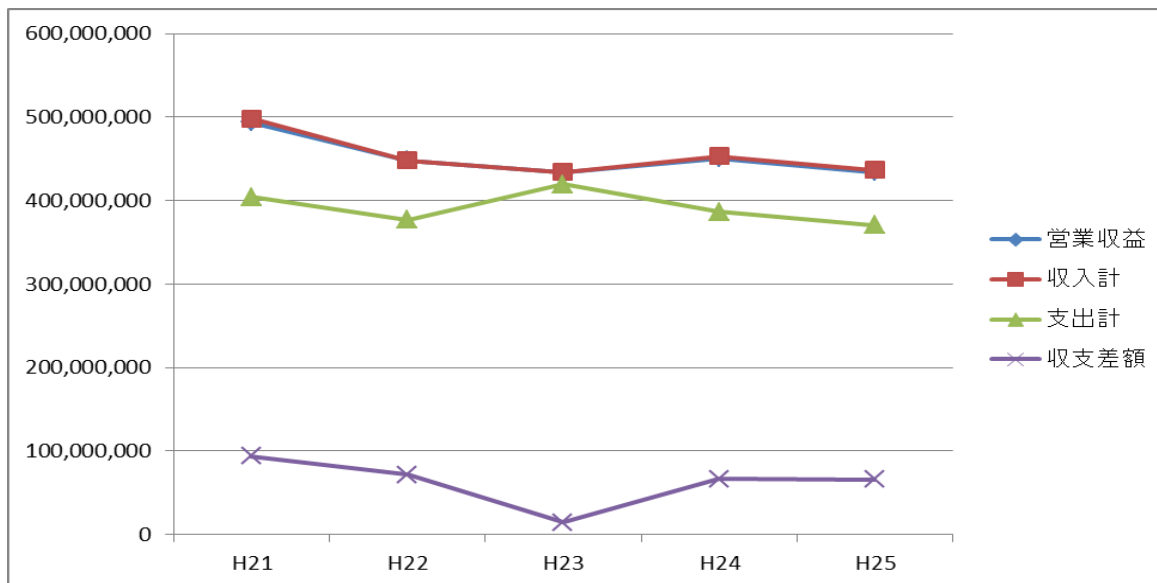
また、各受水ユーザーも被災して操業を停止したことなどから、被災ユーザーに対して休止(通水停止)や減量を認めただうえで、通水停止期間の料金を不徴収とした。

給水停止による工業用水道料金の減免状況

仙台北部工業用水道事業	
減免対象	全受水ユーザー
減免期間	H23. 3. 11~H23. 3. 31
減免率	100 %
減免金額	26,743 千円

※減免期間は、給水再開が遅れた一部受水ユーザーを除いている。

(2) 収益的収支の推移 (平成21年度～平成25年度)



平成23年度は震災の影響により収支差額（黒字）の減少はあったが、その後は、営業収益の伸び悩みはあるものの企業債の償還が進んだこともあり黒字を継続している。

なお、今後は、耐震化や設備更新などに伴う建設改良費の増加が見込まれる。

第3節 地域整備事業

1 貸付料の減免等による収入の減少

仙台港国際ビジネスサポートセンター（アクセル）が被災して通常の形態での利用が不可能となったことから、退去、契約期間の短縮等や利用料金の減免措置等を行った。また、センター地区等の土地貸付事業についても、津波によりガレキ等が敷地内に堆積していた期間等を考慮して、貸付料金の減免を行った。

なお、減免した金額について、「地方団体に対して交付すべき平成24年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例による省令」に基づき、国から震災復興特別交付税が県に交付されたことに伴い、一般会計から補助金として62,824千円が交付された。

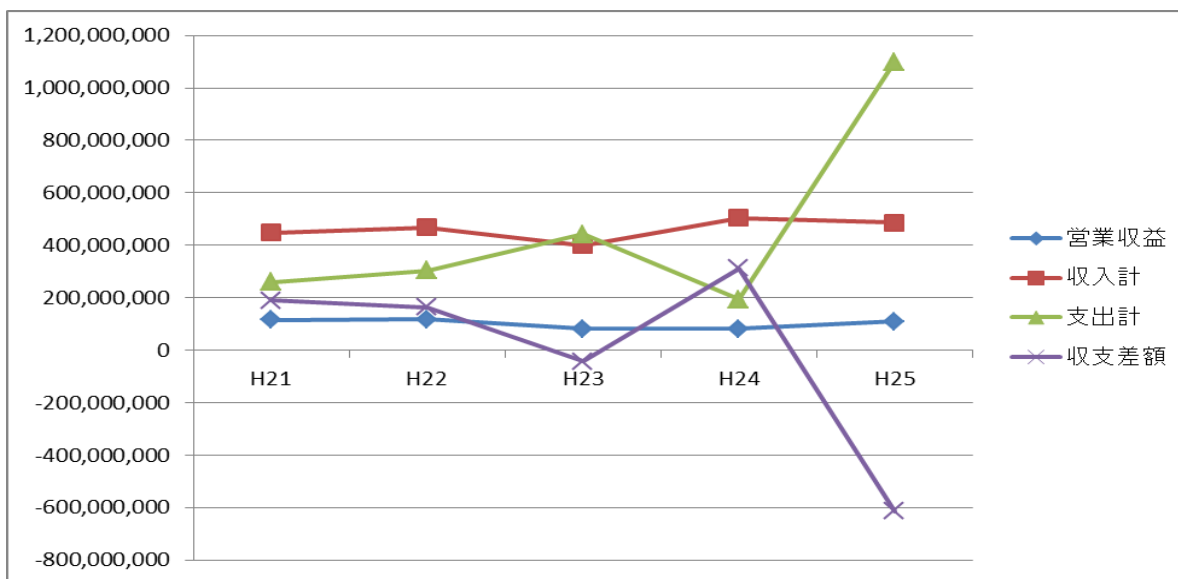
(1) 仙台港国際ビジネスサポートセンターに係る減免状況

種 別	減免金額	備 考
貸室賃料	6,929,602 円	5 社分
貸室共益費	661,823 円	5 社分
駐車場使用料	211,356 円	2 社分
合 計	7,802,781 円	

(2) センター地区等の土地貸付に係る減免状況

種 別	減免金額	備 考
土地貸付料	54,847,441 円	3 社分

2 収益的収支の推移（平成21年度～平成25年度）



震災の影響で平成23年度と平成24年度の営業収益は減少（約35百万円）し、平成23年度は収支差額が赤字となったが、平成25年度の営業収益は震災前と同程度まで回復している。

なお、平成25年度の収支差額の赤字（約6億円）は、資産の無償譲渡による特別損失であり一時的なものである。

第4節 国に対する要望

日本観測史上、最大のマグニチュード9.0を観測した「東北地方太平洋沖地震」により、宮城県内では最大震度7を記録し、県下のほぼ全域で震度5強以上の激しい揺れに見舞われ、地震に伴い発生した津波により沿岸部では壊滅的な被害を受けた。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県民の健康被害、土壌汚染等、極めて深刻な問題が発生した。

地元自治体の処理能力の限界を超えた対応が求められるこれらの状況を鑑み、宮城県では震災発生後から継続して特別立法や財政支援等を求める要望を国に対して行ってきており、企業局においても災害復旧費が多くなる点や料金収入が大幅に減少する状況を踏まえて、復旧・復興に向けた要望を行っている。

なお、企業局に関連する要望は次のとおりである。

企業局関連要望事項

	要望内容	要望結果
公営企業関連	■ 相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する繰出制度の創出と交付税措置の拡大（総務省）	■ 以下について認められた ・ 震災に伴う料金の減免や事業休止等により資金不足額の発生又は拡大が見込まれる場合 → 震災減収対策企業債の発行が可能 → 償還利子の2分の1は一般会計からの繰出が可能
水道・工業用水道関連	■ 水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大等（厚生労働省）	■ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が立法され、交付率の嵩上げ等が認められた ※ 詳細は欄外に記載
	■ 工業用水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大等（経済産業省）	
	■ 放射性物質が含まれる浄水発生土の保管、処分に係る経費の全額国庫負担と処分先の確保（厚生労働省）	■ 放射性物質汚染対処特措法の成立や東京電力に対し賠償請求を行ったことから、要望内容を変更し、処分先の確保等について要望を継続（H24.1.20時点）
地域整備関連	■ 被災地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第3セクターが単独で整備した施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の拡充（各府省共通）	■ 実現せず

※国庫補助負担率の嵩上げ及び阪神・淡路大震災への対応との比較

対象	現行の原則	現行の災害時	東日本大震災	阪神淡路大震災
水道施設	1/2	2/3 ^{※1}	8/10~9/10 ^{※3}	8/10
工業用水道施設	45/100	80/100 ^{※2}		

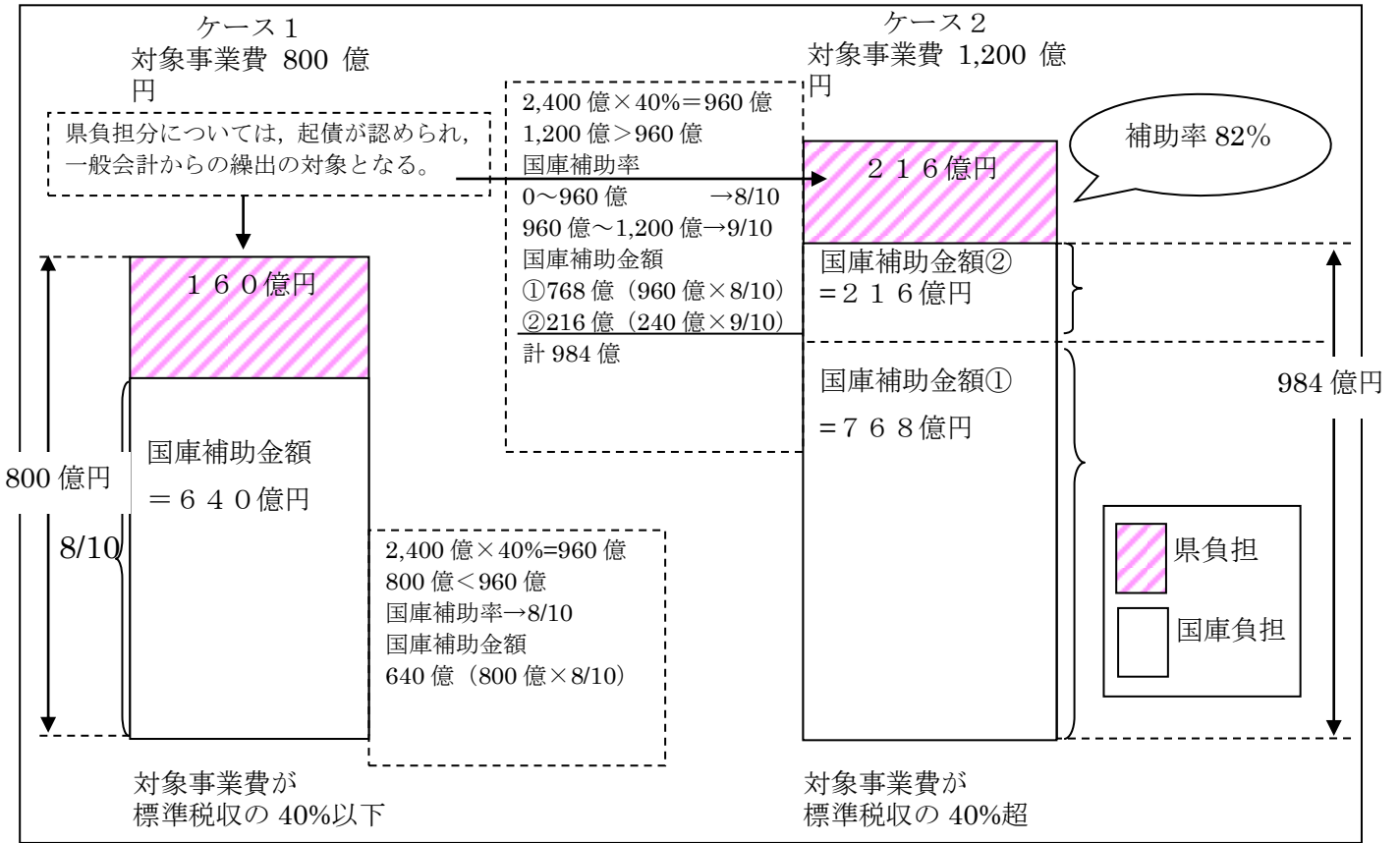
- ※1 マグニチュード6.0以上の地震による被災で、査定事業費が1億円以上のもの等
- ※2 激甚指定かつ震度6以上の場合で、対象総事業費が500万円以上のもの
- ※3 補助率の詳細については、以下のとおり

対象施設
■ 水道施設
■ 工業用水道施設
■ 改良住宅
■ 交通管制センター
■ 街路等
■ 一般廃棄物処理施設
■ 集落排水施設

- ① 標準税収入の 40/100[※]までに相当する額については、補助率 8/10
- ② 標準税収入の 40/100[※]を超える額に相当する額については、補助率 9/10

※ 特定被災地方公共団体である市町村では、40/100 ではなく 20/100

〈費用負担のイメージ〉



国庫補助対象事業の事業費負担イメージ ※補助率80%で最大限一般会計から繰出しされた場合を想定		通常の建設改良における繰出金相当分 2% 繰出対象分 9%	
上水			
国庫補助率 80%	繰出金 11%	公営企業負担 9%	
工水			
国庫補助率 80%	繰出金 10%	公営企業負担 10%	

国庫補助対象外事業の事業費負担イメージ		通常の建設改良における繰出金相当分 10% 繰出対象分 45%	
上水			
繰出金 55%	公営企業負担 45%		
工水			
繰出金 50%	公営企業負担 50%		

事業費負担のイメージ

- ※ 上記の繰出金については、一般会計において100%復旧事業債の充当が可能
- ※ 上記の公営企業負担分については、公営企業会計において100%復旧事業債の充当が可能